

熊本市社会福祉協議会 中期経営計画

－計画期間－

令和 7 年度(2025 年度) ～ 令和 9 年度(2027 年度)

社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会

目次

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
○ 第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（一部抜粋）	3

第2章 中期経営計画の取り組み

1 経営理念と基本方針	7
2 計画の体系	8
3 具体的な取り組み	10
1. 法人経営部門	10
2. 施設・介護サービス部門	17
3. 地域福祉推進部門	18
4. 生活支援推進部門	23
4 推進体制	27

第3章 計画の進行管理と評価

○ 計画の進行管理と評価	28
--------------------	----

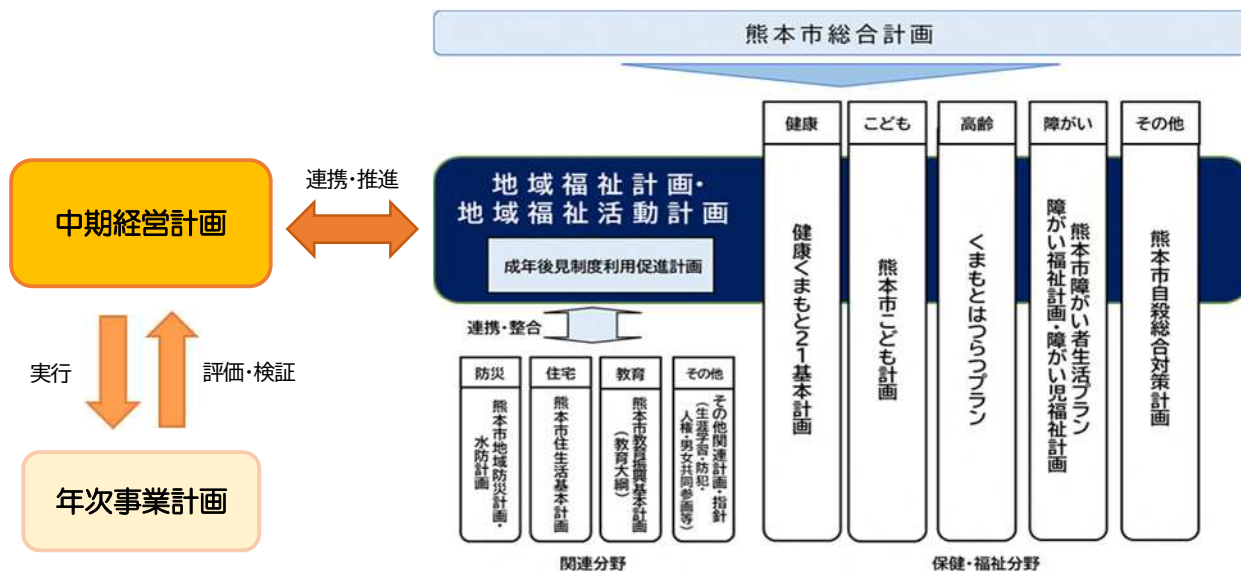
第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

- ◆熊本市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、平成29年度に事業推進体制の強化及び財源確保についての取り組みを進めるため「経営改善計画（平成29年度～平成31年度）」を策定、令和3年度には、熊本市と一体的に策定した「第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を確実に遂行するため、具体的取り組みを明示し活動の指針とする「基盤強化計画（令和3年度～令和6年度）」を策定し事業を推進してきました。
- ◆人口減少社会の到来と超高齢化社会の進行、雇用不安による生活の不安定化など生活課題を抱えて社会から孤立する市民の存在や価値観の多様化による地域社会の変化により、福祉を取り巻く社会情勢は大きく変化し、市民の福祉課題もますます複雑化・多様化しています。また、深刻化する福祉人材の確保、近年相次ぐ大規模災害への対応など、社会福祉協議会が地域社会において果たすべき役割は多岐にわたり、非常に大きいものとなってきています。
- ◆このような中、市社協では、これら多くの課題と向き合い、地域福祉の視点から効率的、効果的に課題解決を図ることを目指し、令和7年度から令和13年度を計画期間とする「第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第5次計画」という。）」を策定しました。この計画の基本理念である、『だれもが 自分らしく ずっとつながり支え合える 地域づくり』を確実に遂行するため、現行の「基盤強化計画」を「中期経営計画」に名称をあらため策定するものです。
- ◆この「中期経営計画」の策定にあたっては、社会保障・社会福祉制度の動向、地域生活課題の現状、福祉サービスの整備状況、住民参加の取組等の状況といった外部環境や、社協の組織体制、事業の内容、職員体制、財務状況等の内部環境を十分に把握・検討し、策定後の計画については、単年度ごとの事業計画及び事業報告を通した進行管理と評価・検証に努めます。
- ◆また、「中期経営計画」の策定により、以下のような効果を期待するものです。
 - ①社協の使命や経営理念、基本方針等を明確化し、全役職員に浸透させることができる
 - ・社協内部において、社協の使命や経営理念及び基本方針等を明確化・可視化し全役職員が共有することで、役職員が同じ方向を向いて業務に取り組むことができるようになる
 - ②継続性、計画性に基づいた意思決定を推し進めていくことができる
 - ・本計画により社協としての方向性を明確にすることで、経営環境の変化や新たな経営課題が生じた際に、計画に基づく意思決定を行うことができる
 - ・職員にとっても、社協として進むべき方向性が理解でき、市社協に対する信頼性や業務の発展にもつながる
 - ③事業の進行管理を円滑に行うことができる
 - ・本計画に基づき事業を進めることで、目標への達成状況や事業の推進状況等を円滑に管理することができる
 - ④社協内外に説明責任を果たし、社協の信頼を高めることができる
 - ・事業を継続、発展させる営みとしての本計画策定により、市社協内だけでなく、地域住民や行政、関係機関・団体等に対する社協事業の説明責任を果たし、社協への信頼を高めることができる

2 計画の位置づけ

熊本市と熊本市社協が、一体となって地域福祉を推進するための計画として策定される「第5次計画」を確実に遂行するため、地域福祉推進の中心を担うべき市社協の組織体制の強化、財政基盤の確立、人材の確保・育成に向けた取り組みを推進するための計画として「中期経営計画」を位置づけます。



3 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）の3年間

※第5次計画の計画年度と整合性をとるため、中間見直しの行われる令和9年度までを計画期間と定めます。

※毎年度の年次事業計画作成時に社会状況の変化等を踏まえながら項目別に検証を行い、必要に応じて柔軟に見直しを図ります。

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)	2031年度 (R13年度)
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 (成年後見制度利用促進計画)	第4次計画	第5次計画						
中期経営計画 (前 基盤強化計画)	基盤強化計画	中期経営計画			次期中期経営計画			

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景と趣旨

- ◆ 社会福祉法第107条に基づく地域福祉推進のための市町村計画である「地域福祉計画」と、同法第109条に規定する市町村社会福祉協議会が中心となって策定する民間の行動計画である「地域福祉活動計画」とは、相互に連携して地域福祉を展開するものであり、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、これら2つの計画を一体的に策定するものです。
- ◆ 熊本市と熊本市社会福祉協議会(以下、「市社会福祉協議会」という。)は、令和元年度(2019年度)に第4次計画を策定し、計画に掲げる取組を進めてきましたが、この間、人口減少・少子高齢化の更なる進展をはじめ、コロナ禍やICT等の進展による行動変容等により、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、孤独・孤立問題など住民や地域が抱える地域生活課題は複雑化・複合化してきました。
- ◆ これらの課題に対応し、住み慣れた地域で、だれもが安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域住民をはじめ行政や関係機関・関係団体が互いに支え合い、地域福祉を推進するための計画として、第5次計画を策定します。

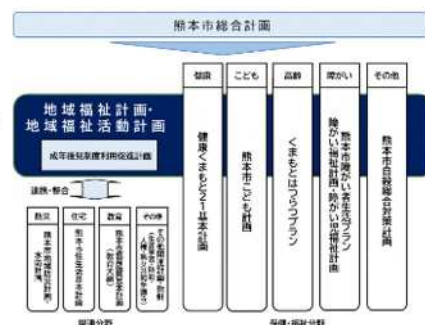
2 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和13年度(2031年度) 7年間

※熊本市第8次総合計画の計画年度と整合を図ります。

3 計画の位置づけ

- ◆ 「熊本市第8次総合計画」を最上位計画とし、ビジョン4の「だれもが自分らしくいきいきと生活できるまち」を実現するための施策方針である『だれもが生きがいを持ち、お互いに支え合える社会の実現』を目指す姿として、年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが生きがいと尊厳を持って暮らし、お互いがつながり支え合うまちをつくる取組を進めます。
- ◆ 第8次総合計画の理念のもと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉に関し、地域福祉の推進のため、各福祉分野が共通し、分野横断的に取り組むべき事項等を盛り込む計画とします。
- ◆ 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する市町村計画(「熊本市成年後見制度利用促進計画」)をその内容に盛り込む計画とします。



第2章 計画に係る現状と課題

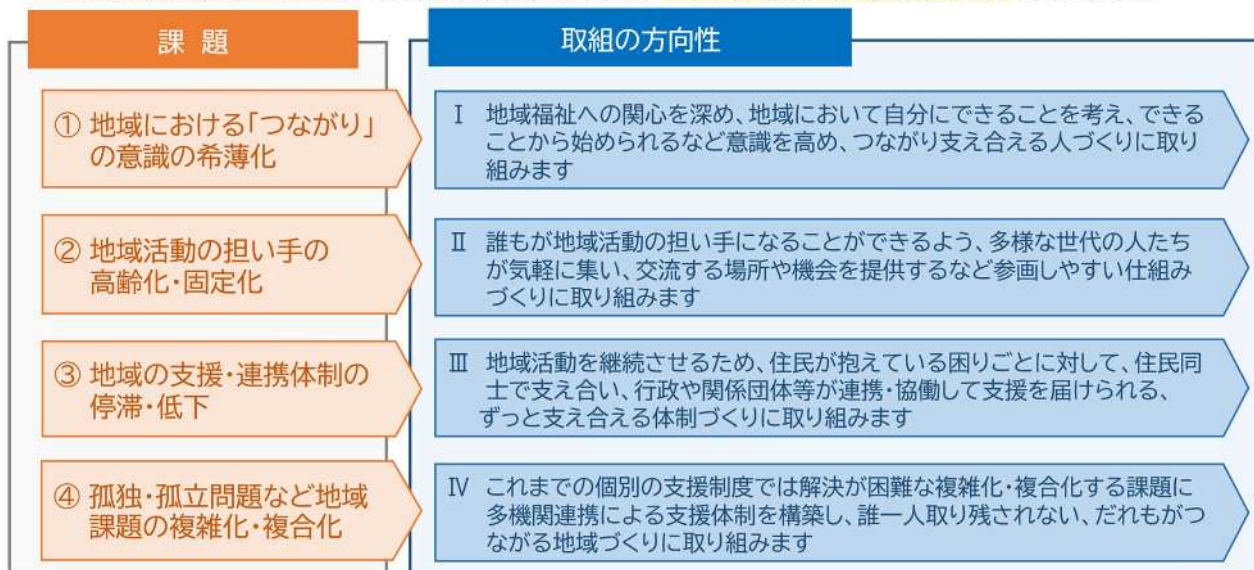
1 第4次計画におけるこれまでの取組と課題

※掲載略

2 第5次計画の取組の方向性

人口減少・高齢化が進展する中、地域における「つながり」の意識の希薄化や地域課題の複雑化・複合化等の課題が顕在化しています。また、今後も増加が見込まれる在住外国人と地域で共に生きる多文化共生についても重要な課題となっています。

地域資源を活かしながら、地域活動を維持していくためには、持続可能な地域共生社会を実現する必要があります。そのため、第5次計画では、以下の方向性で課題に取り組み、つながり・支え合いの好循環の創出を目指します。



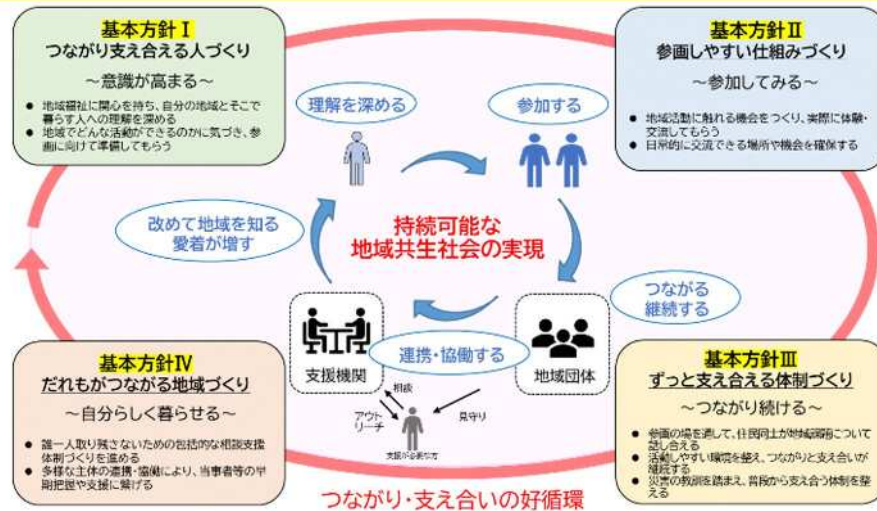
第3章 第5次計画の取組

1 基本理念・基本方針

第5次計画においては、一人ひとりの多様な価値観を尊重するとともに、人口減少・少子高齢化が進展する中、地域住民の積極的な参画と活動しやすい環境づくりを図りながら、持続可能なものとして地域共生社会を実現する 考え方に基き、次のとおり基本理念を定めます。

また、基本理念を実現するための基本方針として、持続可能な地域づくりを重要な視点として、地域住民一人ひとりの参画・協働に基づき、つながり・支え合いの好循環を創出することを目指し、以下の4つの基本方針のもと、取組を推進していきます。

【基本理念】だれもが 自分らしく ずっとつながり支え合える 地域づくり



第3章 第5次計画の取組

2 計画の体系

基本理念に基づく4つの基本方針に沿って、それぞれの取組の視点を分かりやすく設定したうえで、当該取組の視点に応じた具体的な取組を進めます。

基本方針	取組の視点(取組の主な対象)	具体的な取組
Ⅰ つながり支え合える人づくり	意識が高まる (地域でどんな活動ができるのか分からない方・参加したことのない方など)	【取組1】地域福祉を進めるための情報発信・意識啓発 【取組2】福祉教育・福祉体験学習の充実
	参加してみる (地域活動への参画の意識が高まってきた方・準備をしてきた方など)	【取組3】ボランティア等の人材確保に向けた取組
Ⅱ 参画しやすい仕組みづくり	参加してみる (地域活動への参画の意識が高まってきた方・準備をしてきた方など)	【取組4】高齢者サロンや子育てサークル等の地域活動への参加の促進 【取組5】地域の健康づくり活動の推進
	参加してみる (地域活動への参画の意識が高まってきた方・準備をしてきた方など)	【取組6】地域住民の交流の場の確保
Ⅲ ずっと支え合える体制づくり	つながり続ける (地域活動に参加された方・継続して地域とつながる方など)	【取組7】校区社会福祉協議会等の地域団体による地域福祉活動の推進 【取組8】民生委員・児童委員の活動支援
	つながり続ける (地域活動に参加された方・継続して地域とつながる方など)	【取組9】地域団体等の情報共有や相互啓発の推進 【取組10】身近な相談窓口や相談支援機関の整備
	つながり続ける (地域活動に参加された方・継続して地域とつながる方など)	【取組11】災害訓練の実施等による地域の防災力の向上 【取組12】要配慮者への災害時支援体制の充実
Ⅳ だれもがつながる地域づくり	自分らしく暮らせる (地域と連携できる多様な関係機関・地域で困難な課題を抱える方など)	【取組13】複雑化・複合化した課題へ対応するための相談支援体制の充実 【取組14】官民連携による孤独・孤立対策の推進
	自分らしく暮らせる (地域と連携できる多様な関係機関・地域で困難な課題を抱える方など)	【取組15】関係機関との連携による当事者等の早期把握や支援 【取組16】専門機関等によるアウトリーチ等を通じた継続的支援

第4章 熊本市成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の趣旨

本市の第8次総合計画では、「だれもが生きがいを持ち、お互いを支え合える社会の実現」を掲げ、年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが生きがいと尊厳を持って暮らし、お互いがつながり支え合うまちづくりを目指しています。

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力に課題を抱える方は増加傾向にあり、住み慣れた地域で生きがいと尊厳を持って暮らすためには、成年後見制度の利用が必要な方に対して、適切に結びつくようにすることがますます重要となっています。

そこで、本計画を策定し、成年後見制度の利用の促進を図っていきます。

2 これまでの取組の振り返り

➤ これまでの取組

(1) 成年後見支援センター(相談窓口・市社会福祉協議会へ委託)の設置(令和4年3月)

令和4年度までは職員2名体制のところ、令和5年度より、3名に増員し、センターの機能の充実を図った。
(相談件数:令和4年度・280件、令和5年度・691件)

(2) 成年後見制度利用促進協議会の設置(令和4年3月)

成年後見制度の利用促進に関すること等を審議する。法律、福祉の専門職で構成

(3) 受任調整会議の設置(令和6年4月)

(4) 報酬助成の対象拡大

令和3年度より、市長申立てに加え、本人・親族申立ても対象

第4章 熊本市成年後見制度利用促進計画

3 課題の整理

➤ 課題

今後、認知機能の低下が見られる高齢者の増加に伴い、制度利用者の増加も見込まれることから、後見人の担い手不足の解消に向け市民後見人の育成や新たな法人後見団体の確保のほか、相談機能や地域連携ネットワーク体制のさらなる深化・推進、成年後見制度の周知に取り組む必要があります。

(1) 成年後見人等の担い手不足

成年後見人等の約8割は弁護士、司法書士、社会福祉士等の親族以外の専門職が担っている状況ですが、成年後見制度の利用者が増加する一方で、専門職が受任できる件数にも限度があるため、後見人の担い手が不足しています。そこで、同じ地域に暮らす生活者として、本人と同じ目線で物事を考え、寄り添った支援を可能とする市民後見人のさらなる育成のための取り組みを検討する必要があります。また、法人後見を担うことのできる新たな団体の確保について取り組む必要があります。

(2) 相談機関の育成とスキルの標準化

成年後見支援センター、高齢者支援センターささえりあ及び障がい者相談支援センターの役割分担を整理しつつ、各センター職員の育成とスキルの標準化を図りながら、円滑な業務実施のための連携のあり方等について検討が必要です。

(3) 成年後見制度の認知不足

制度利用者の7割が後見類型であり、ひとりで物事を決められなくなってから申立に至っているケースが多くみられます。本人の権利擁護・意思決定支援の観点から、ひとりで物事を決められなくなる前に制度利用につながるよう、保佐・補助・任意後見を含めた制度の周知が必要です。

第4章 熊本市成年後見制度利用促進計画

4 取組の方向性

1. 成年後見制度利用促進に向けた取組の推進

(1) 成年後見人等の担い手の確保

「市民後見人」に係る制度等について広く周知するとともに、成年後見人等のサポート体制の充実を図り、市民後見人の育成に取り組み、養成期間の短縮に向けて、家庭裁判所や市社会福祉協議会との検討を進めていきます。また、後見活動を行うことができる法人の確保を図るため、法人後見の担い手となり得る団体に対し、参入意向等の実態把握と、法人後見の活動のための推進を行います。

(2) 相談機能の強化

今後、相談件数の増加が見込まれることから、各区役所における市長申立ての相談体制の拡充を検討するとともに、成年後見支援センターの業務の効率化を図るため、相談結果の記録・集計を行うシステム導入などの DX化を推進します。

また、相談者に寄り添った質の高い相談機能を確保するため、成年後見支援センターと高齢者支援センターささえりあ及び障がい者相談支援センターによる協議の場を設け、それぞれの機能を活かした適切な役割分担を構築します。

さらに、弁護士や司法書士等による専門職相談会の活用やスキルアップの研修会等の実施により、対応力強化を図ります。

(3) 広報・啓発の強化

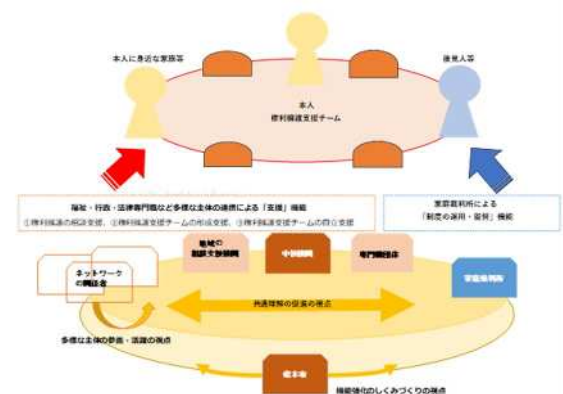
「市政だより」をはじめとする広報誌への掲載及び一般市民向けリーフレットの改訂・配布、研修会や出前講座の実施に加えて、終活セミナー等での説明や各種通知等へのリーフレット同封など、広報・啓発の強化に取り組めます。

第4章 熊本市成年後見制度利用促進計画

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の深化・推進

申立ての相談対応について、振り返りや専門職からの助言を行う場を新たに設けるとともに成年後見利用促進協議会において、成年後見支援センターの体制の強化等について検討します。また、支援が必要な高齢者等と接する機会の多い民生委員・児童委員や医療・福祉関係団体等に対し、成年後見制度への理解・普及啓発に努めます。

さらに、市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を含めた権利擁護支援のあり方について検討を進めます。



～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図～

5 成果指標

➤ 指標1 成年後見制度利用者数

実績値 令和5年:年間1,544件 ⇒ 目標値:令和13年:年間1,844件

➤ 指標2 市民後見人の対応ケース数

実績値:R6.7.31現在 5ケース ⇒ 目標値:令和13年度:20ケース

第2章 中期経営計画の取り組み

1 経営理念と基本方針

【経営理念】

地域福祉を推進する中核的な団体として、民間の機動力を生かし
「だれもが安心して暮らせる地域づくり」を目指します。

【基本方針】

- 「第5次計画」を確実に遂行するため、財政基盤の確立を図るとともに、地域活動のコーディネート役となるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を育成するなど、市民から頼られる存在となるよう組織体制の強化に努めます。
- すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域団体等との連携強化を通じて、市民一人ひとりが尊重され、互いに支えあえる共生社会の実現を目指します。
- 生活上の心配ごと、困りごとなど、福祉、生活に関わるあらゆる相談を受け止め、専門相談機関との連携や地域のネットワークを生かした相談・支援体制の拡充に努めます。

2 計画の体系

- ◆ 全社協地域福祉委員会が作成した「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト」及び「第5次計画」に沿って、「法人経営部門」「施設・介護サービス部門」「地域福祉推進部門」「生活支援推進部門」の部門ごとに、社協の事業・活動、組織の現状と課題を整理し、推進目標を設定します。

1. 法人経営部門
(1) 理念に基づく計画的な経営
① 使命、理念、基本方針の明文化と周知
② 法令遵守の徹底
③ 健全な計画のための財政管理
④ 適切な経理事務の遂行と不正防止
⑤ 事業継続計画(BCP)の運用
(2) 人材確保・育成・定着支援
① 職員の確保・育成・定着支援
② 人事労務管理制度の構築
(3) 財源の確保
① 多様な財源の確保・活用
(4) 正会員・賛助会員制度
① 個人賛助会員の増強
② 正会員及び法人賛助会員制度の整備
(5) 行政とのパートナーシップ
① 社協の事業・活動への理解促進とソーシャルアクションの強化
② 行政各課との連携推進
(6) 広報活動と情報の発信
① 社協の事業・活動等の発信
2. 施設・介護サービス部門
(1) 経営基盤の強化
① 養護老人ホームの経営
② 介護保険事業所の経営

3. 地域福祉推進部門

(1) 住民主体の福祉活動を推進する組織づくり

- ① 住民主体の福祉活動の推進

(2) 住民主体による活動の推進

- ① ふれあい・いきいきサロン等の居場所づくりや見守り活動の推進
- ② 地域ボランティアの発掘・育成及びボランティアグループへの活動支援
- ③ 福祉教育の推進
- ④ 災害ボランティアセンターの設置に向けた体制整備

(3) 個別支援と地域づくりの一体的な展開

- ① コミュニティソーシャルワーカーの育成と強化
- ② 地域の多様な団体との連携・協働による社会資源の開発
(企業・大学等との連携)

(4) 地域福祉計画・地域福祉活動計画

- ① 地域福祉計画への参画と地域福祉活動計画の策定・推進
- ② 校区社協行動計画の策定・推進

4. 生活支援推進部門

(1) 包括的な相談と支援

- ① 相談しやすい相談窓口の整備
- ② 相談を断らず、関係機関と連携し、受け止める体制づくり
- ③ アウトリーチの強化、住民との協働

(2) 相談支援業務のマネジメント

- ① チームによる対応、スーパービジョン
- ② 社協内の連携や情報共有、記録の整備

(3) 地域における多機関協働の推進

- ① 地域の相談支援機関、サービス事業所、福祉施設等のネットワーク構築
- ② 多機関の連携・協働による複合的な課題への対応

(4) 権利擁護支援の体制整備

- ① 権利擁護支援のネットワーク構築
- ② 権利擁護支援に関する事業の実施

3 具体的な取り組み

1. 法人経営部門

(1) 理念に基づく計画的な経営

①使命、理念、基本方針の明文化と周知			
現状と課題			
「基盤強化計画(中期経営計画)」及び「地域福祉活動計画」の策定により、市社協における課題や方針を明確にし、毎年度計画の評価・検証を行っていますが、評価・検証結果の共有方法や、方針の見直し体制を確立することが急務です。 また、各計画について広報紙やHPなどにより周知していますが、関係機関等の限られた範囲にしか周知できておらず、幅広い周知が求められています。			
推進目標			
全職員が計画により本会の使命・基本理念、基本方針を意識して業務に取り組むことができるよう、計画策定時だけでなく、随時課題や方針を共有できるような体制づくりに取り組みます。また、広く計画の周知ができるような方法を検討します。			
実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
共有フォルダや掲示板機能を活用した評価・進捗状況の周知	検討	実施	
広報紙へのQRコード掲載による計画の周知	実施		
SNSを活用した計画の周知	検討	実施	

②法令遵守の徹底			
現状と課題			
役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、外部研修への参画による知識や情報の習得に努めていますが、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動の継続実施と徹底が求められます。 また、多くの個人情報等を取り扱う中において、個人情報の流出は市社協への信頼を損なうことにつながり、サイバーセキュリティ対策を含む情報セキュリティの強化が急務となっています。			
推進目標			
コンプライアンスに関する管理体制を確実なものとするため、必要な規定やマニュアルの作成、担当者の配置といった整備を行います。 情報セキュリティの強化にあたっては、個人情報保護法をもとに市社協における「個人情報保護規程」をあらためて見直すとともに、全職員に対し周知徹底を図ります。			
実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
「個人情報保護規程」及び「職員就業規則」遵守事項の整備	整備		
「情報システム管理運用規程」の制定	情報収集	制定・施行	

③健全な計画のための財政管理

現状と課題

収支などの財政状況を定期的に把握し適切な財務管理を行うことが、問題や課題を早期に発見し適切な対応につながりますが、現状では法人の財政状況を全役職員が把握できているとは言い難い状況にあります。

また、文書管理等について基本的に紙ベースであるため、決裁の遅延や紛失、保管場所の問題等もあげられています。

さらに、法人全体として時間外勤務が増加傾向にあり、職員の健康面と時間外勤務手当にかかる財政面の双方に影響を及ぼしています。

推進目標

定期的に管理職会議で財政状況を把握することで課題の早期発見を図るとともに、その状況を全職員に落とししていくこと財政状況を理解、課題を共有し、経営を意識した業務遂行に努めていきます。

併せて、他社協の財政状況把握に努め必要に応じて比較を行い、課題発見力を高めます。

また、業務遂行に係る各種システム等の導入を検討することで業務の効率化を図り、あわせて時間外勤務の削減にもつなげていきます。

実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
管理職会議活用による財政状況の共有	実施		
電子決裁及び勤怠管理システム導入による業務効率化	調査	検討	導入
所属長管理体制強化による時間外勤務の削減	実施・改善		

④適切な経理事務の遂行、不正防止

現状と課題

内部監査を行うなど不正防止に努めているものの、その管理体制が確立したものとなっていないため、内部けん制力を強化する必要があります。

推進目標

経理規程に基づく適切な経理処理を行うとともに、事務局長をはじめ管理職による内部けん制の体制整備を行います。その上で、引き続き法人の財務状況等の観点に基づく、公認会計士や税理士による外部けん制を活用し透明性を確保します。

実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
「市区町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイント」を活用した管理体制の構築	検討・整備	実施	
「受託団体事務の出納業務や利用者等からの預かり金品の管理棟に関する6つのチェックポイント」を活用した管理体制の構築	検討・整備	実施	

⑤事業継続計画（BCP）の運用			
現状と課題			
近年多発する大規模災害や感染症の蔓延など緊急事態に遭遇した場合でも、BCP 計画（事業継続計画）に基づく事業の継続や早期の復旧が必要です。			
推進目標			
令和 6 年度において策定した BCP 計画について、計画に基づいた運用が図れるよう随時評価・検証を行うとともに、計画の周知と定期的な訓練の実施に努めます。			
実施項目（取り組み）	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
チェックリストの作成と計画の定期的な見直し	実施		
役職員への計画周知と定期的な訓練の実施	周知	訓練実施	

（２）人材確保・育成・定着支援

①職員の確保・育成・定着支援			
現状と課題			
人件費が補助金等で賄われることから、次年度予算確定まで新規職員採用試験の計画が立てられず職員の確保に苦慮している状況にあります。また、多くの割合を占める嘱託職員については最長 5 年で雇用契約満了となり、無期雇用嘱託職員設置規程はあるものの、人件費の面において市所管課との協議を要するため、定着が望めず優秀な人材の確保が困難となっています。 さらに、正規職員の定年年齢について、退職金制度の課題があり定年延長制度の導入に至っていません。現在 65 歳までの再雇用制度を導入することで雇用機会を確保していますが、今後は、定年延長制度の導入と合わせ、70 歳までの就業機会の確保に向けた取り組みが必要となってきます。			
推進目標			
業務及び部署ごとの定数管理を構築し、定数管理に基づいた採用計画や非正規職員の無期転換に対する行政への説明と理解に努めていきます。 また、定年延長について退職金制度との調整を図りながら制度の導入を検討するなど、雇用確保義務に基づく体制整備を図ります。 人材育成については、人材育成計画に基づいた継続的な研修と OJT の計画的実施、スーパービジョンの体制構築に努めることで、職員の育成と定着支援を強化します。とりわけ、専門性の高い職員の不足が如実であることから、知識とスキルアップのための研修の実施、参加に積極的に努めます。 さらに、導入済みの人事評価制度について、研修を実施することで適切かつ人材育成につながる評価方法を身につけ精度を高めていきます。			
実施項目（取り組み）	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
業務及び部署ごとの業務量精査による適正な職員定数の設定	調査	実施	改善
65 歳定年制の導入	整備	導入	
70 歳までの就業機会の確保	調査	検討	
無資格職員への社会福祉主事任用資格の取得促進	実施		
人事評価制度のさらなる構築	継続実施		

②人事労務管理制度の構築

現状と課題

仕事に対する考え方が変化しており、仕事とプライベートの両方を充実させる「ワークライフバランス」を意識した働き方が増えています。とくに若い世代において、プライベートと両立して働ける職場を理想と考える傾向があり、残業が少ない、有給が取りやすいなど自分の時間を大切にしながら働けるかを重視する傾向にあります。

また、地域の福祉課題が複雑・多様化する中、寄せられる相談内容も多岐にわたることから、相談を受ける職員も多くのストレスを抱える場に直面しており、メンタルヘルスを保つことができる環境づくりに努める必要があります。

推進目標

社協事業の魅力（やりがい）を発信することはもちろんですが、賃金をはじめとする待遇面について安定性を図ることで、誰もが働きやすく働き続けられる職場づくりを進めます。

また、ストレスチェックの実施や相談窓口の設置等により、職員が心も体も健康で働き続けることができるよう、職場のメンタルヘルス対策に取り組みます。

実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
法改正に基づく各種規程等の見直し	随時		
メンタルヘルスに関する対策の検討	調査	検討	実施
復職支援に関する要綱等の整備	調査・検討	制定・実施	

(3) 財源確保

①多様な財源の確保・活用

現状と課題

法人部門にかかる人件費については補助金等で確保できていますが、運営に係る経費は補助金に計上されないため、安定した自主財源の確保が必要となっています。

しかし、一般寄付や香典返し等の寄付金、また会費や共同募金配分金も減少傾向にあり、財源確保に向けた新たな取り組みの検討が必要となっています。

推進目標

補助事業や委託事業について、市社協全体の財政状況と照らし合わせながら、事業実施に係る必要経費についても行政と継続して協議を行っていきます。

また、独自の財源確保に向け既存事業の見直しを図るとともに、寄付金等の獲得につながるよう、利便性を考慮した寄付制度を検討していきます。

さらに、異業種との交流により関係性を構築し、企業が求める地域貢献活動に関する情報提供に努めるなど連携強化に努めます。

実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
補助・委託事業に係る必要経費の要求	協議		
各種定期預金等資産運用の検討	情報収集	委員会設置	実施
既存事業の見直しと収益事業の拡大	精査	実施	
WEB 決裁システム導入の検討	調査・検討	導入	

(4) 正会員・賛助会員制度

①個人賛助会員の増強			
現状と課題			
個人賛助会員の大半が民生委員・児童委員による加入であり、地域における住民会員制度が未設置であることから、地域住民を個人賛助会員として獲得していくための取り組みが不十分な現状にあります。			
推進目標			
広報による情報発信を強化することで地域住民に対する市社協活動への理解を促進し、会員の拡充を図るとともに、利便性を考慮した会費加入制度の検討を進めます。			
実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
動画やリーフレットの活用など広報内容の検討	検討	実施	
利便性を考慮したオンラインによる会費納入システムの検討	調査・検討	導入	

②正会員および法人賛助会員制度の整備			
現状と課題			
一定数の会員は確保できているものの、正会員及び法人賛助会員が固定化傾向にあり、新規会員の拡充へつながっていない現状にあります。			
推進目標			
企業及び各団体の皆様に共感してもらえるよう、会費の使途を明確にした広報を意識することで、社会貢献を目指す企業等の会員加入につながるよう工夫していきます。 また、加入いただいた企業等にメリットを感じてもらえるよう、制度の確立に取り組みます。			
実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
取引・連携実績のある企業・団体への会員依頼強化	継続実施		
会費使途がわかりやすいチラシ・リーフレットの作成	作成		
メリットとなる会員特典の導入	検討・導入		

(5) 行政とのパートナーシップ

①社協の事業・活動への理解促進とソーシャルアクションの強化			
現状と課題			
委託・補助事業による連携や、地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な策定により、各部門や事業における課題、評価・検証について共有しているものの、事業や取り組みの効果について十分な理解が得られていない現状にあります。 また、地域独自の福祉課題を踏まえた事業推進について市社協からの提案が十分でないことも課題と考えられます。			
推進目標			
中期経営計画・地域福祉活動計画・成年後見制度利用促進計画を踏まえた今後の本会の指針について、行政との意識共有に努めます。 また、事業や取り組みの“見える化”を進め、市社協の活動が適切に理解されるような手法を検討するとともに、地域独自の課題を踏まえた事業内容の提案ができるプレゼン力を高めていきます。			
実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
各計画を踏まえた本会における中長期的な指針の共有	実施		
取り組み及び効果の数値化・映像化の促進	調査・検討	試験的導入	実施
委託・補助事業の内容検討	継続協議		

②行政各課との連携推進			
現状と課題			
各部において委託・補助事業を実施していますが、行政が求めるものと市社協の方針・職員体制が合致せず事業遂行に影響を及ぼしたり、仕様書変更時の委託料の算定について協議が不十分なことも見受けられます。 また、各事業の実施においては、担当課同士連携を図りながら遂行していますが、法人として横断的な連携が十分に図れていない現状があります。			
推進目標			
事業の実施にあたっては引き続き市担当課と十分に協議を行い、業務内容に応じた適正な人件費、事務費、事業費、一般管理費、租税公課といった委託料及び補助金の確保につながるよう取り組みます。 また、行政の管理職経験者が常務理事並びに事務局長として着任している強みを活かし、部署を跨いだ行政との定期的な会議の場を設定することで、法人全体の現状と課題を共有し、予算要求や人員確保、行政との連携が円滑となるよう調整を図ります。			
実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
業務量数値化のための実績報告の見直し	調査・検討	試験的導入	実施
委託業務に係る適正な人員配置	精査	実施	
適正な委託料の算定と請求	継続実施		
全部門参加による行政との協議の場の設定	実施		

(6) 広報活動と情報の発信

①社協の事業・活動等の発信			
現状と課題			
令和5年度に広報委員会を設置し、広報紙の内容の充実、ホームページの更新頻度の向上など一定の効果を生んでいます。従来からの広報媒体に頼りがちでSNS等多様な媒体を活用した発信が十分でなく、幅広い層にタイムリーな情報が届いていない状況にあります。			
推進目標			
多様な媒体を活用した情報発信、職員の広報スキル向上、広報委員会の活性化等により、市民からの理解と信頼を高め、社会福祉協議会の認知度の向上を図ります。			
実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
定期的な広報委員会の開催			
広報に係る研修会への参加と勉強会の開催			
広報紙・区事務所だよりの発行 (年2回)			
ホームページ・SNSを活用した情報発信	検討	実施	
パンフレット・紹介動画の製作	検討	製作	

2. 施設・介護サービス部門

(1) 経営基盤の強化

①養護老人ホームの経営			
現状と課題			
これまで入所者の確保や歳出抑制等、あらゆる経営努力を行ってきましたが、赤字決算の状況は変わらず、今後、法人本体からの財政支援を行わなければ経営が成り立たない現状にあります。			
推進目標			
これまで同様、経営の安定化に向け努力するとともに、事業の譲渡（廃止）等を含めた具体的な検討を行っていきます。			
実施項目（取り組み）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）
経営診断の実施（外部委託）	経営診断実施	結果に基づく運営方針 の決定及び実施	

②介護保険事業所の経営			
現状と課題			
これまで目標件数を設定して収入増を図るなど、収支改善に取り組んできましたが、特に訪問介護部門は、構造的な問題もあり赤字が続いています。 加えて、職員の高齢化も進んできており、社協全体の経営面からも一部事業の廃止も含めた経営改善についての検討が必要となっています。			
推進目標			
引き続き、収支改善に努めるとともに、人事配置や一部事業の廃止などの改善策について検討を行います。			
実施項目（取り組み）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）
経営診断の実施（外部委託）	経営診断実施	結果に基づく運営方針 の決定及び実施	

3. 地域福祉推進部門

(1) 住民主体の福祉活動を推進する組織づくり

①住民主体の福祉活動の推進			
現状と課題			
地域福祉活動の推進において、住民の関心は高まっているものの、担い手不足や高齢化、地域団体間の連携不足などが課題として挙げられます。特に、民生委員・児童委員の負担増や、校区社会福祉協議会における役員の高齢化は深刻な状況です。また、地域住民の「つながり」の希薄化も、地域福祉活動の活性化を阻む要因となっています。これらの課題を解決するためには、担い手の負担軽減や、新たな担い手の発掘、地域団体間の連携強化が求められます。			
推進目標			
地域住民が主体的に地域課題に関わり、解決に向けて協働できる仕組みを構築します。民生委員・児童委員をはじめ、地域活動の担い手を増やし、その活動を持続可能なものとするとともに、行政機関、民間企業、NPO など、地域に関わる様々な主体との連携を深め、地域資源を最大限に活用します。地域福祉活動に関わる人材の育成を支援し、ボランティア活動の活性化を図ることで、人材育成とボランティア活動の促進にも力を入れていきます。			
実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
校区社協行動計画策定推進	見直し・検証		
地域福祉推進シンポジウム	実施		
三者協議（市、民児協、社協）	見直し・実施	実施	
校区社協ブロック会議	見直し・実施	実施	
いきいき市民福祉基金助成事業の活用	見直し・実施	実施	

(2) 住民主体による福祉活動の推進

①ふれあい・いきいきサロン等の居場所づくりや見守り活動の推進			
現状と課題			
地域交流の場づくりは、高齢化や核家族化が進む中、孤立防止や地域社会の活性化に不可欠です。しかし、どの地域にも共通して、参加者の高齢化・固定化、担い手不足、活動のマンネリ化といった課題が浮かび上がっています。また、地域住民の交流の場が不足している地域もあり、特に高齢者や子育て中の親にとっては、気軽に立ち寄れる場所が求められています。			
推進目標			
地域住民が主体的に参加し、多様な世代が気軽に集える「ふれあい・いきいきサロン」などの居場所づくりを推進します。地域活動の担い手育成や、関係機関との連携強化により、持続可能な地域社会の実現を目指します。また、高齢者や子育て中の親など、誰もが安心して暮らせるよう、見守り活動の充実にも力を入れていきます。			
実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ふれあい・いきいきサロン活動の推進	見直し・実施	実施	
サロン活動の広報	見直し・実施	実施	
サロン研修会・大会の開催	見直し・実施	実施	
ボランティアの発掘・育成 (地域ボランティアの発掘・学生ボランティアの育成)	検討・実施	実施	
いきいき市民福祉基金助成事業の活用 【再掲】	見直し・実施	実施	

②地域ボランティアの発掘・育成及びボランティアグループへの活動支援			
現状と課題			
地域ボランティア活動は、人材確保、特に若年層の減少が深刻化しており、ボランティア活動の知識やスキルを習得できる機会の不足、ニーズと活動のミスマッチ、ボランティアセンターの認知度不足も課題です。少子高齢化や社会構造の変化により、地域社会の活性化に不可欠なボランティア活動の持続的な発展のためには、魅力的な活動の創出と人材育成を推進することが求められています。			
推進目標			
地域ボランティア活動の活性化に向けて、若年層を含む多様な人材の確保と育成、地域ニーズに合った活動の展開、そして行政や学校、企業など様々な主体との連携を推進します。特に、SNSを活用し、若年層の参加を促す取り組みを強化することで、地域福祉活動の活性化に貢献します。また、ボランティア活動に必要な知識やスキルを習得できる機会を創出し、安心して活動できる環境を整えることで、持続可能なボランティア活動を推進していきます。			
実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ボランティアセンターの広報活動の強化	検討・実施	実施	見直し・実施
安全なボランティア活動の推進	実施		
ボランティア育成事業	見直し・実施	実施	
ボランティア連絡協議会への支援	見直し・実施	実施	
くまもと市民ボランティア週間事業	見直し・実施	実施	
いきいき市民福祉資金助成事業の活用 【再掲】	見直し・実施	実施	

③福祉教育の推進

現状と課題

地域福祉の担い手不足が深刻化する中、将来を担う子どもたちへの福祉教育の重要性が増しています。しかし、各区で、学校と地域との連携不足、体験学習の形式化、効果測定の難しさなど、様々な課題を抱えています。コロナ禍を機に、オンラインでの取り組みも試みられていますが、対面での体験学習の重要性も再認識されています。地域全体で一丸となり、効果的な福祉教育を推進していくことが求められています。

推進目標

誰もがいきいきと暮らせる共生社会の実現に向け、学校、地域、関係機関が連携し、体験学習を中心とした多様な福祉教育プログラムを実施することで、子どもから大人までが福祉への理解を深め、ボランティア活動や地域福祉活動に参画できる人材の育成を推進します。

実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ジュニアヘルパー養成事業	実施		
高校生ワークキャンプ	実施		
ふくし出前講座	実施		
福祉教育プログラムの推進	検討	実施	継続・見直し
福祉教育推進プラットフォームの構築・強化	検討	実施	継続・見直し
いきいき市民福祉基金助成事業の活用【再掲】	見直し・実施	実施	

④災害ボランティアセンターの設置に向けた体制整備

現状と課題

市全体の災害ボランティアセンターの体制整備において、人材の確保・育成、BCP計画との連携によるマニュアルの改訂、地域住民や行政機関などとの連携強化。また、災害ボランティアセンターの役割に関する情報共有といった課題が共通して見られます。特に、災害規模の拡大や頻発化に対応するため、平常時から関係機関との連携体制を構築し、迅速かつ効果的な支援体制を構築することが求められています。

推進目標

平常時から関係機関との連携を強化し、災害発生時の円滑な運営体制を構築する。具体的には、校区社協、地域団体、市、県社協、そして大学や地域団体との連携を深め、共同で防災訓練を実施したり、情報共有を行ったりする。また、災害ボランティアセンターの運営に必要な人材の育成にも力を入れることで、住民による支援力と地域の受援力の向上を図り、被災者への支援を円滑に行えるようにします。

実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
災害ボランティアセンター設置マニュアル改訂	見直し・実施	実施	
災害ボランティア研修会	見直し・実施	実施	
災害時相互応援協定先との連携及び新規締結先の拡充	検討	実施	
地域団体、関係機関との連携	検討	実施	見直し・実施
防災士資格の取得	実施		

(3) 個別支援と地域づくりの一体的な展開

①コミュニティソーシャルワーカーの育成と強化			
現状と課題			
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の育成・強化において、各区での共通課題は、職員間のスキル格差、相談支援体制の不足が挙げられます。 特に、複雑化・複合化する相談に対応するためには、職員全員が共通の基準で質の高いサービスを提供できる体制が求められます。また、地域住民や他の機関との連携を強化し、地域共生社会の実現に向けて主体的に活動できるよう、CSWのスキルアップが求められています。			
推進目標			
地域住民一人ひとりの多様化するニーズにきめ細かく対応するため、相談支援体制を強化し、地域住民同士の支え合いを促進することで地域福祉力を高めるとともに、関係機関との連携を密にし、地域課題解決に向けたコーディネート機能を強化することで、より効果的な支援体制を構築し、住みよい地域社会の実現を目指します。			
実施項目（取り組み）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）
地域ネットワーク会議等への参加	実施		
関係機関との協働による地域福祉活動の推進	実施		
CSWの育成・強化	実施		

②地域の多様な団体との連携・協働による社会資源の開発（企業・大学等との連携）			
現状と課題			
地域団体等との連携は活発化しているものの、社協の広報活動の不十分さ、担当職員のスキルの偏り、外部環境の変化などにより、継続的な関係構築が困難な状況にあります。また、異なる組織間の連携体制の構築や、持続的な取り組みのための体制整備が求められています。			
推進目標			
地域住民の「思い」を繋ぎ、企業や大学などの社会資源を最大限に活用することで、次世代の担い手を育成し、新たな地域福祉活動を創出します。特に、学生ボランティアの育成や、地域福祉推進シンポジウムの開催を通じて、地域と学生の協働を促進し、地域福祉活動への関心を高めます。さらに、校区社協と連携し、地域課題解決に向けて、あらゆる関係者が参加できる「連携・協働の場」を構築します。			
実施項目（取り組み）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）
事業アイデアコンテスト	見直し・実施	実施	
地域福祉推進シンポジウム【再掲】	実施		
いきいき市民福祉基金助成事業の活用【再掲】	見直し・実施	実施	
企業・大学等との連携強化	検討・実施	実施	

(4) 地域福祉計画・地域福祉活動計画

①地域福祉計画への参画と地域福祉活動計画の策定・推進			
現状と課題			
地域福祉計画策定においては、地域住民の意見反映、熊本市との連携強化、福祉ニーズ把握、事業評価、担い手確保、地域連携、複雑化する課題への対応など、多岐にわたる課題が浮き彫りになっています。特に、地域住民のつながりの希薄化、担い手の高齢化・固定化、地域活動の停滞、そして孤独・孤立問題の複雑化など、共通の課題が複数指摘されています。これらの課題を解決するためには、地域住民の参画を促進し、多様な主体が連携して、よりきめ細やかな支援体制を構築していくことが求められます。			
推進目標			
地域住民の意見を反映させながら、地域住民同士のつながりを深め、多様な世代が地域活動に参加できるような環境づくりを目指します。また、地域における支え合い体制を強化し、行政や関係団体と連携することで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。特に、高齢化や孤立化といった複雑化する課題に対しては、多機関連携による支援体制を構築し、誰一人取り残さないような地域づくりを推進します。さらに、計画の評価検証を定期的に行い、時代の変化に対応した事業展開を進めることで、持続可能な地域福祉の実現を目指します。			
実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
地域福祉活動計画	実施	見直し・検証	
事業評価検証検討会	実施		
新規事業プロジェクトチーム	見直し・実施		

②校区社協行動計画の策定・推進			
現状と課題			
校区社会福祉協議会では、地域住民との連携不足、活動の活性化、情報共有の不足という課題を抱えており、これらの課題を解決するためには、地域住民との対話を深め、多様な主体との連携を強化し、地域の実情に合った活動が必要になります。			
推進目標			
各校区社会福祉協議会が、地域住民や関係機関と連携し、地域の実情に合った活動計画の見直しを行い、住民ニーズに基づいた活動を実施することで、地域福祉課題の解決に向けて主体的に取り組むことを支援し、地域団体の活動を活性化することで、住民主体の地域福祉活動を推進します。			
実施項目（取り組み）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
校区社協行動計画策定推進【再掲】	見直し・検証		
校区社協ブロック会議【再掲】	実施		

4. 生活支援推進部門

(1) 包括的な相談と支援

①相談しやすい相談窓口の整備			
現状と課題			
どこに相談したらよいか分からない地域住民から寄せられる相談に対して、目の前の課題だけに対応し、困りごとの先にある潜在的課題やニーズの本質を見極めることが不十分のため総合相談窓口としての機能が果たせていません。			
推進目標			
窓口につながりにくい相談者の存在を常に意識し、相談者の利便性に配慮した相談体制を構築します。また、SNS を活用した相談フォームの利用を検討します。			
実施項目	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
総合相談窓口機能の充実	継続		
相談員（職員）向け研修	継続		

②相談を断らず、関係機関と連携し、受け止める体制づくり			
現状と課題			
住民から寄せられるあらゆる相談に対し、社会資源の活用や関係機関との連携がうまく図れていません。複雑な課題を抱える相談者を受け止めきれず、無意識に課題に対する役割に線引きをしてしまう傾向があります。相談内容に応じて適切な専門機関に繋げ最後まで伴走する姿勢が必要です。			
推進目標			
貸付調査委員会や支援調整会議等を活用し相談者の課題解決のために働きかけることを意識していきます。また、法的解決が必要な場合は、弁護士や司法書士等の専門職相談を活用していきます。さらに、行政機関や NPO 法人など民間団体への協力体制も構築していきます。			
実施項目	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
生活福祉資金貸付事業	継続		

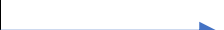
③アウトリーチの強化、住民との協働			
現状と課題			
サービスや支援に拒否的であったり、ひきこもり状態にある等、見えにくい地域課題が広がる中で、相談窓口で待つだけでなく、積極的にアウトリーチする体制が整っていません。			
推進目標			
アウトリーチの意味を広く捉え、様々な取組みを通して支援を必要とする人とつながり支援を届けていく必要があります。そのために、既存の制度やサービスに繋げるだけでなく、地域住民による地域福祉活動などのインフォーマルな社会資源と連携し、定期的なアウトリーチを重ねることで地域住民の関心を高めるとともに、必要な地域資源の情報収集にも努められます。			
実施項目	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
日常生活自立支援事業	継続		
法人後見事業	継続		
生活福祉資金貸付事業【再掲】	継続		

(2) 相談支援業務のマネジメント

①チームによる対応、スーパービジョン			
現状と課題			
複雑な課題を抱えた相談者の情報共有が不足し、個々での支援決定や対応が行われており、相談員（職員）の負担が大きくバーンアウトしてしまう恐れがあります。 相談者に対して、チーム（組織）で対応する仕組みづくりが必要です。			
推進目標			
相談内容を必ず情報共有するミーティング方式を導入し、支援内容や支援方針をチーム（組織）で決定し対応します。さらに検討が必要な場合は、法人内で横断的支援体制を構築し対応を検討していきます。 また、外部からの意見も必要な場合は法律相談等を活用した支援を行います。			
実施項目	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
日常生活自立支援事業契約締結審査会	継続		
法人後見事業運営委員会	継続		
生活福祉資金貸付調査委員会	継続		
専門職相談会	継続		

②社協内の連携や情報共有、記録の整備			
現状と課題			
総合相談・権利擁護部門の中で、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業など事業ごとで相談記録が作成されており相談内容の情報共有が不十分なのが現状です。多くの相談者は複数の課題を抱えており、事業をまたいで相談しているケースが多いため、相談記録が共有できる仕組みが必要です。			
推進目標			
相談者の相談記録や支援内容が閲覧できるシステムの一本化を検討します。また、法人内で相談者の横断的支援ができる体制を構築するため、多くの職員が参加できる事例検討会の場を設けることも検討します。			
実施項目	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
日常生活自立支援事業【再掲】	継続		
法人後見事業【再掲】	継続		
熊本市成年後見支援センター運営 (相談受付のシステム化)	新規	継続	
生活福祉資金貸付事業【再掲】	継続		

(3) 地域における多機関協働の推進

①地域の相談支援機関、サービス事業所、福祉施設等のネットワーク構築			
現状と課題			
各相談窓口に寄せられる相談支援やコロナ特例貸付借受人のフォローアップ支援等においても、行政や各種関係機関と連携していくことが好ましい場合でもスムーズな連携が図れていないことがあります。 相談内容を共有していないため、つなぎ先が分からず課題を放置してしまい相談者の自立の妨げとなってしまうことは避けなければいけません。			
推進目標			
制度をまたいだ支援の継続性・一貫性の確保に向けて居住支援協議会やNPO法人、行政等との連携強化に向けた協議の場に参加します。また、住まいを失うおそれがある者や住宅確保が困難な者に対して安定した生活がおくれるよう必要な制度やサービスの提案をする等、寄り添いながら支援を行います。			
実施項目	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
住宅確保要配慮者支援事業	継続		
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	継続		
地域居住支援事業	継続		
生活福祉資金貸付事業【再掲】	継続		
日常生活自立支援事業【再掲】	継続		
②多機関の連携・協働による複合的な課題への対応			
現状と課題			
複合的な課題を抱えており、関わりに拒否的である等、支援が困難な事例について支援方針や役割分担、連携について検討調整する仕組みを整備する必要があります。			
推進目標			
単身高齢者世帯の増加、ひきこもり支援、生活困窮世帯の支援等、自立促進に向け地域との連携強化を行います。①居住支援の強化、②子どもの貧困への対応、③支援機関連携の連携強化など相談者が地域の一員であることを基本に支援していきます。			
実施項目	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
地域居住支援事業【再掲】	継続		
住宅確保要配慮者支援事業【再掲】	継続		
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業【再掲】	継続		

(4) 権利擁護支援の体制整備

①権利擁護支援のネットワーク構築			
現状と課題			
判断能力が不十分な相談者に対し総合的な権利擁護支援に向けて、専門職団体の他当事者団体、家庭裁判所、自治体等による地域連携の成果が望まれます。そのためには、多角的な視点で課題を整理していく必要があります。			
推進目標			
成年後見支援センター（中核機関）の役割が重要であり、当事者とその家族、関係者等に対して、制度の適正な利用のための普及啓発に取り組みます。			
実施項目	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
成年後見制度受任調整会議	継続		
熊本市成年後見センター定例会	継続		
法人後見事業運営委員会	継続		
日常生活自立支援事業契約締結審査会	継続		

②権利擁護支援に関する事業の実施			
現状と課題			
住みなれた地域で安心した生活を送り続けるためには、切れ目のない支援が求められます。判断能力に不安を抱えている方に対し、福祉サービス利用支援や成年後見制度利用への繋がが必要であり相談支援事業の継続が求められます。			
推進目標			
第二期熊本市成年後見制度利用促進計画に基づき、官界団体等との連携を図り成年後見制度の適切な利用に向けた啓発・相談・支援を行います。 また、入院・入所・賃貸住宅入居時の支援、死後事務等の課題解決の仕組みづくりを検討し、その人らしい生活を送るための意思決定や権利擁護支援体制の構築に取り組みます。			
実施項目	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
熊本市成年後見支援センター運営事業	継続		
市民後見人養成事業	継続		
法人後見事業【再掲】	継続		
日常生活自立支援事業【再掲】	継続		
住宅確保要配慮者支援事業【再掲】	継続		

4 推進体制

- ◆職員一人ひとりが法人の経営理念を理解し、本計画により継続性、計画性に基づいた意思決定ができるよう、全職員参加による事業の推進に努めます。
- ◆以下の会議体の開催により、市社協の現状と課題を分析し、課題解決に向けすべての職員が連携することで、経営への参加意識の醸成を図ります。

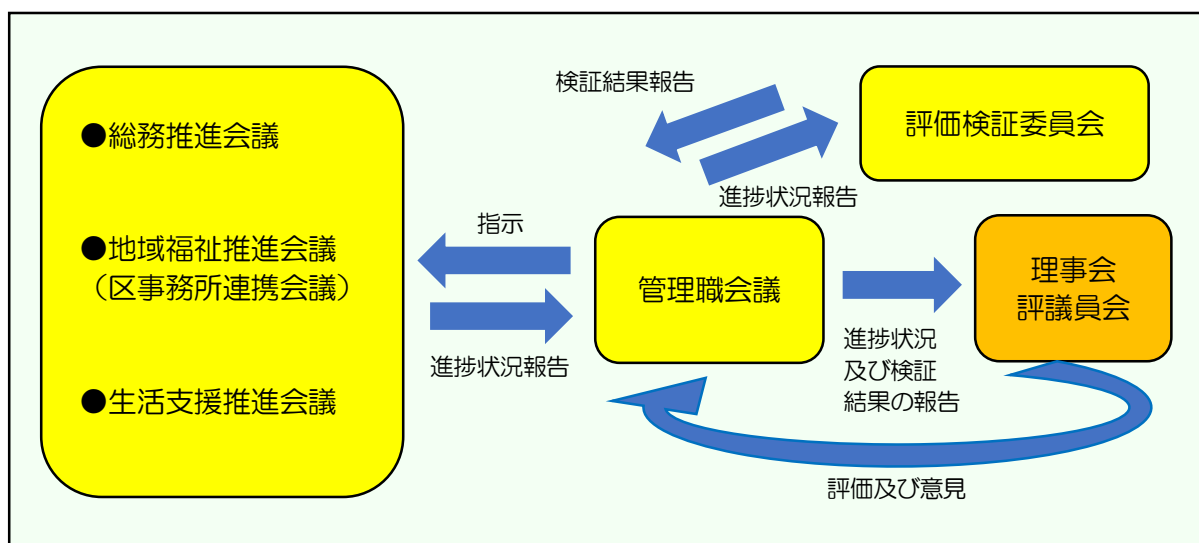
管理職会議			〔議長〕 事務局長
構成	課長級以上の職員	役割	・計画の進捗管理及び評価検証（案）の検討 ・評価検証委員会へ報告

総務推進会議			〔議長〕 総務部長
構成	総務部に所属する職員	役割	・各事業における課題整理 ・課題解決に向けた意見出し

地域福祉推進会議（区事務所連携会議）			〔議長〕 地域福祉部長
構成	地域福祉部に所属する職員	役割	・各事業における課題整理 ・課題解決に向けた意見出し

生活支援推進会議			〔議長〕 生活支援部長
構成	生活支援部に所属する職員	役割	・各事業における課題整理 ・課題解決に向けた意見出し

評価検証委員会（新設）			
構成	理事、評議員及び監事より選出	役割	・計画の進捗管理及び評価検証



第3章 計画の進行管理・評価

- ◆本計画の着実な推進のため、PDCA 管理サイクルの活用により、年度単位で進捗状況を管理します。なお、社会情勢の変化や動向、法改正などを踏まえながら、計画の見直しが必要な場合は計画期間内での変更を行いながら柔軟に対応していきます。

◇評価についての基本的な考え方◇

《定量評価》

各実施項目（取り組み）において数値目標の設定が可能な場合は、単年度計画に数値目標を設定し当年度の実績を「A～D」の4段階で評価、総合評価のための指標とします。

自己評価	区 分	考え方
A	計画通り	計画と比較し、100%以上の実績
B	ほぼ計画通り	計画と比較し、80%以上 100%未満の実績
C	やや遅れている	計画と比較し、60%以上 80%未満の実績
D	遅れている	計画と比較し、60%未満の実績

《定性評価》

各実施項目（取り組み）について、計画どおりに進捗しているかという視点で「A～D」の4段階で評価、総合評価のための指標とします。

自己評価	区 分	考え方
A	計画通り	取組みは概ね良好であり、計画通りに実施している または、計画通りにすでに終了している
B	ほぼ計画通り	取組みの一部が遅れている または、未実施であるが取組み内容の見直し等を行い継続している
C	やや遅れている	取組みの一部が遅れている または、未実施
D	遅れている	取組みの半分以上が遅れている または、未実施

《総合評価》

「定量評価」及び「定性評価」、担当部署への聞き取りを踏まえ、「評価検証委員会」において進捗状況を総合的に「A～D」の4段階で評価します。